

資料 4

議員の期末手当について

議員の期末手当は、これまで職員の期末・勤勉手当と同じ支給月数になっており、今回の人事委員会勧告による改定の影響を試算すると、令和7年度については次のとおりとなる。

1 現在の支給月数

4.6月（年間）

2 一般職の動向

一般職については、10月の人事委員会勧告どおり、期末・勤勉手当の年間支給月数を、現行の4.6月から0.05月引き上げ、4.65月とすることとした（令和7年12月期期末手当から適用予定）（令和7年11月18日の団長会における総務局長による説明）。

3 議員期末手当への影響（試算）

(1) 支給月数 改定前 4.6月 → 改定後 4.65月 (+0.05月)

(2) 議員期末手当への影響額

ア 議員当たり

議長 +72,000円、副議長 +64,800円、議員 +58,200円

イ 議員期末手当全体の所要額

議員数100名 +5,840,400円

(3) 令和8年度以降の支給月数について

令和8年度以降は支給月数が平準化され、6月期末手当及び12月期末手当ともに

2.325月となる。